

「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」（案） のポイント

1 経緯

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第7条に基づき、農林水産大臣は家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針を定めることとされている。

今回、平成27年度を目標とする現行の基本方針（平成19年3月公表）を、公表後の情勢の変化等を踏まえて見直すこととする。

今後、各都道府県が本方針を踏まえた県計画を策定し、家畜排せつ物の利用の促進を図ることとする。

2 方針の主要事項

（1）家畜排せつ物の堆肥化の推進

水田農業政策の見直し等により飼料用米等自給飼料の生産・利用の拡大を通じた耕畜連携が進展し、また、養豚農業振興法において資源循環型社会の形成が規定。

この動きを受けて、堆肥の地域内・外での利用を一層推進する。

（2）家畜排せつ物のエネルギー利用の推進

送電に係るインフラの問題や、収益性への効果も見極めた上で、エネルギー利用を推進する。

（3）畜産環境問題への対応

混住化の進展による周辺住民の苦情問題の深刻化や、環境規制の強化が懸念。

このため、機械・施設の整備、有効な処理技術の導入による臭気・排水対策の強化を推進する。